

令和 7 年度
周防大島町介護認定審査会ペーパーレス
リモート会議システム導入及び保守業務
公募型プロポーザル実施要領

周防大島町
令和 7 年 4 月

1. 趣旨

本要領は、介護認定審査会ペーパーレスリモート会議システムの導入及び保守業務を委託するにあたり、プロポーザル方式により委託事業者を選定するための実施要領である。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度周防大島町介護認定審査会ペーパーレスリモート会議システム導入及び保守業務（以下「本業務」とする。）

(2) 業務内容

詳細は別紙「令和7年度周防大島町介護認定審査会ペーパーレスリモート会議システム導入及び保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」とする。）のとおり

(3) 業務の履行機関

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託上限金額

6,820,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）

①システム初期導入等費用、端末及び周辺機器等購入費用

②60か月分のシステム利用料等（クラウドサービス利用料、システム運用及び保守費用等を含む）

※金額は、契約金額や予定価格を示すものではありません。提案に当たっては上記金額を超えないものとし、超える場合は失格とします。

3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 本提案に基づく仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。
- (2) ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)又はプライバシーマークの認証を受けていること。
- (3) 本業務の公募を開始する日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本町からの指名除外を受けていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者。ただし、それぞれの申し立てがなされた者であっても、参加申し込み時点において裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者は、この限りではない。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員でないこと。
- (7) 当該法人及び代表者について、法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと。

4. スケジュール（予定）

プロポーザルの実施広告	令和7年4月25日
質問受付期限	令和7年4月25日～令和7年5月2日

質問への回答	令和7年4月25日～令和7年5月8日
参加表明書の提出期間	令和7年4月25日～令和7年5月9日
企画提案書等の提出期間	令和7年5月12日～令和7年5月15日
事前書類審査 ※提案者が3者を超える場合	令和7年5月16日
審査会の開催（プレゼンテーション）	令和7年5月下旬
選定結果の通知・公表	令和7年5月下旬
委託契約の締結	令和7年5月下旬

5. 参加表明書等の受付

(1) 受付期間

令和7年4月25日午前9時から令和7年5月9日午後5時まで

(2) 受付方法

周防大島町介護保険課まで直接持参するか、郵送（簡易書留による）又は電子メールにより提出すること。

※電子メールの場合は、送信後、必ず受信確認を行うこと。

※郵送の場合は、令和7年5月9日必着とする。必ず受領確認を行うこと。

(3) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）

イ 事業者概要（任意様式）

ウ 業務実施体制調書（様式第2号）

エ 導入実績調書（様式第3号）及び契約書の写し等

オ 業務計画予定書（任意様式）

カ 提出日より3カ月以内に発行された納税証明書（市町村民税のみで可）

キ ISMS の認定書の写し又はプライバシーマーク登録証の写し等

6. 質問書の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第4号）により周防大島町介護保険課あて電子メールで提出すること。

※電子メールを送信後、必ず受信確認を行うこと。

※電子メールの件名は、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、質問書を添付の上、本文には事業者名、担当者氏名、連絡先を必ず明記すること。

(1) 受付期間

令和7年4月25日午前9時から令和7年5月2日午後5時まで

(2) 回答

回答は令和7年5月8日正午までの間、適宜、町のホームページに掲載する。

※回答内容は、本募集要領の追加または修正とみなす。

7. 企画提案書等の受付

(1) 受付期間

令和7年5月12日午前9時から令和7年5月15日午後5時まで

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

サイズはA4版（縦横は不問）とし、ページ番号を付する（表示、目次は除く）こと。

イ 提案価格書（任意様式）

積算の詳細が分かる内訳を記載すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本1部 計2部

※コピーしやすいよう工夫（ステープラ等で綴じない）すること。

(4) 提出方法

周防大島町介護保険課に直接持参するか、又は郵送（簡易書留郵便に限る）により提出すること。

持参の場合は、上記受付期間の土曜日、日曜日及び祝日等の開庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

8. 参加に際しての留意事項

(1) 失格の要件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本実施要領等に示した提出方法及び期限並びに場所を守らなかった場合

エ 審査結果に影響を与える不正又は不誠実な行為を行った場合

オ その他、失格とせざるを得ない事実があった場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

(3) 複数提案の禁止

提案者は複数の企画提案書は提出できない。

(4) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出を認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、本町が認める場合はこの限りではない。

(5) 返却等

提出書類は、返却しない。

(6) 費用負担

書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する費用は全て提案者の負担とする。

9. 企画提案の審査

(1) 審査方法

ア 審査は、周防大島町職員等で構成する介護認定審査会ペーパーレスリモート会議システム導入及び保守業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査会を開催し、行う。

イ 企画提案者が3者を超える場合、書類審査を事前に行い、審査会に参加する提案者を選定する。事前審査を行う場合は、各提案者に個別に連絡する。

ウ 審査会は非公開とする。

(2) 審査

ア 提出書類及び審査会における提案者によるプレゼンテーションの内容を基に、選定委員会が評価基準の各項目について提案者を評価し、各委員の採点の合計が最も高い提案者を受託候補者として選定する。同点となった場合は、提案価格の低い事業者を受託候補者とする。ただし、各委員の採点の合計が採点上限の合計点の60%に満たない提案者は選定から除外する。

イ 提案者が1者の場合であっても審査は実施する。

ウ 審査会日時

令和7年5月下旬 開始時間については、個別に通知する。

エ 評価基準

審査及び評価項目、評価点は次の通りとし、最高得点者を本業務の候補者として選定する。なお、最高得点者が複数となった場合は、審査委員会の協議により順位を決定し、順位が上の者を本業務の候補者として選定する。

審 査 項 目	配 点
(1) 機能要件書に基づく評価	50 点
(2) 提案価格書による審査	20 点
(3) 書類審査	15 点
(4) プレゼンテーション審査	15 点
合 計	100 点

オ 留意事項

- ・発表時間は1提案者につき50分以内（機材準備：10分以内、プレゼンテーション30分以内、質疑応答10分以内）とする。
- ・プレゼンテーションの参加者は、1提案者あたり4名以内とする。
- ・企画提案書の追加配付は禁止とし、提出済みの企画提案書を基にプレゼンテーションを実施するものとする。
- ・プレゼンテーションに必要な機材は、提案者において用意すること。ただし、モニター及びHDMIケーブル等は選定委員会が用意する。

10. 審査結果

全ての提案者に対して文書で通知するとともに、周防大島町ホームページにて受託候補者名と、全ての提案者の評価点合計を公表する。

11. 契約に関する事項

- (1) 仕様書、契約条件等の詳細について別途協議し、合意に至った場合は、周防大島町契約に関する規則ほか、関係法令の規定に基づき、受託候補者と委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者が契約を締結しない場合又は協議が整わなかった場合は、候補者の選定を取り消し、選定委員会において次点となった者と契約内容について協議した上で契約を締結する。
- (3) 受託候補者が審査日から本契約締結の日までに、周防大島町から「競争入札参加資格関係事務取扱要領」及び「周防大島町暴力団排除条例」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、受託候補者と契約を締結しないものとする。

12. 業務の実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守
受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 再委託の禁止
受託者は業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (3) 守秘義務
受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り合えた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

13. その他

本プロポーザルは提案者の企画力等を判断するために行うものであり、契約にあたっては仕様書等を再度協議する。協議によっては、契約時の仕様が採択された提案内容とことなる場合がある。

14. 問合せ・提出先

〒742-2803 山口県大島郡周防大島町大字土居 1325-1

周防大島町介護保険課 介護保険班

担当：井川

TEL：0820-73-5503

FAX：0820-73-5006

Email：kaigohoken@town.suo-oshima.lg.jp